平成２７年（フ）第１６５９号
福岡市博多区東那珂２丁目14番１号
債務者　前田　正剛
１　決定年月日時　平成27年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３５４号
沖縄県那覇市長田２丁目19番８号　ひまわりハウス205
債務者　下地　康成
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３６１号
沖縄県南城市知念字志喜屋365番地
債務者　崎原　杏奈（旧姓山城）
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３６２号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目32番14―709号　ライオンズプラザ宇栄原
債務者　田島　　海
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６０４号
静岡市駿河区中島482番地の１　ザ．エンブルサウス静岡103
債務者　松本　綾子
１　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９９８号
横浜市磯子区洋光台４丁目19番29号　202号
債務者　加藤　　賢
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０６９号
横浜市南区八幡町74番地９　フェリーチェ阪東橋201号室
債務者　三輪　和恵
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７４３号
大阪府東大阪市南四条町14番16号
債務者　鎌倉　亨子（旧姓阪上）
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７５６号
大阪市淀川区三国本町１丁目13番７―1014号
債務者　宮川真理子
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８１８号
大阪府寝屋川市下木田町９番23号
債務者　松本　千夏
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８６８号
大阪府吹田市千里丘西24番４―105号
債務者　辻　　美佳
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５８号
栃木県那須烏山市下川井1089番地５
債務者　谷　健太郎（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成27年12月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７６２号
横浜市都筑区北山田５丁目１番66号　アドバンス港北ＮＴ302
債務者　与野木健一郎
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７６３号
横浜市都筑区北山田５丁目１番66号　アドバンス港北ＮＴ302
債務者　与野木敏子（旧姓中野）
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８０２号
横浜市瀬谷区下瀬谷３丁目20番地34
債務者　中川　克之
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８９３号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目５番17―205号
債務者　久保田　潤
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部